

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について(平成30年度決算ベース)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度の大間町の一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 40,594 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 747,120 千円

(単位:千円)

事業名(目)		平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	242,962	90,965	0	0	13,087	138,910
	老人福祉費	15,916	533	0	0	1,324	14,059
	児童福祉総務費	12,052	0	0	0	1,038	11,014
	児童措置費	153,179	62,344	0	0	7,821	83,014
	保育所費	72,850	41,539	0	18,200	1,129	11,982
	小計	496,959	195,381	0	18,200	24,399	258,979
社会保険	介護保険事業	81,796	1,611	0	0	6,904	73,281
	国民健康保険事業	64,230	39,368	0	0	2,141	22,721
	後期高齢者医療事業	21,359	12,433	0	0	769	8,157
	小計	167,385	53,412	0	0	9,814	104,159
保健衛生	保健衛生総務費	63,021	8,611	0	0	4,684	49,726
	予防費	19,755	45	0	0	1,697	18,013
	小計	82,776	8,656	0	0	6,381	67,739
合計		747,120	257,449	0	18,200	40,594	430,877

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業費(目)に要する一般財源の比率に応じてあん分。